

蕨市国民健康保険条例の一部改正（案）

新旧対照表

改正後	改正前
第16条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした</u> 場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。	第16条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない</u> 場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。